

ポリスチレン容器から溶出するスチレントリマーについて

Q. スチレントリマーとはどのような物質ですか。

A. スチレントリマー（スチレン3量体）は、ポリスチレン樹脂を製造する時に生じる副生成物であり、原料であるスチレン分子が3つ結合したものを言います。また、同様に2つのスチレン分子が結合したものをスチレンダイマー（スチレン2量体）と言います。ともにいくつかの異性体が知られています。

Q. スチレントリマーを摂取すると健康に悪影響が起きないのですか。

A. 現時点において、健康への悪影響に関する報告はありません。スチレンダイマー及びスチレントリマーは、平成10年には環境庁（現環境省）により、「内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質」としてリストアップされていましたが、調査研究が進められて平成12年にはリスク評価を実施する必要性はないと考えられ、当該リストから削除されました。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/chemi/end/kento1201.html>（平成12年度第1回内分泌攪乱化学物質問題検討会）

また、経済産業省の「スチレンダイマー、スチレントリマーの有害性評価」では、ヒトの健康に関する情報において、「スチレンダイマー、トリマー暴露によるヒトの健康影響に関する報告はない。」としています。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

経済産業省ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/sonota/endocrine/g20515b02j.pdf（スチレンダイマー、スチレントリマーの有害性評価）

Q. ポリスチレン容器から溶出する物質については、国内においてどのような管理がなされているのですか。

A. 食品用の器具又は容器包装については、公衆衛生の見地から、食品衛生法に基づき必要な規格基準を定めており、この規格基準に合わないものは、販売や営業上の使用等が禁止されています。ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装については、材質試験での揮発性物質及び溶出試験での蒸発残留物

の試験に適合しなければならいとされています。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/kigu/dl/4.pdf> (食品、添加物等の規格基準)